

令和7年度諮問（個）第2号
答申（個）第35号

「措置入院に関する書類に記載された保有個人情報の訂正決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「処分庁」という。）が行った保有個人情報訂正決定のうち不訂正とした部分について、令和〇（〇〇）年〇月〇日付けの復命書（以下「復命書」という。）のうち「その後〇〇〇〇にある、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にて『〇〇〇〇』という薬を処方されていた。」の部分については訂正すべきであるが、復命書のうち「かかりつけ病院から」の部分、令和〇（〇〇）年〇月〇日付けの申請等に対する調査書（以下「調査書1」という。）及び令和〇（〇〇）年〇月〇日付けの申請等に対する調査書（以下「調査書2」という。）について不訂正とした処分庁の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求等

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、令和5（2023）年11月1日付けで、「〇〇健康福祉センターが保有する令和〇年〇月〇日及び令和〇年〇月〇日の措置入院に至った経過に関する書類すべて」及び「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日に両親が私に関することで来所相談及び電話相談した記録」について、保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、法第83条第2項の規定により、令和5（2023）年11月27日付けで開示決定等期間延長を行い、法第82条第1項の規定により、同年12月27日付けで保有個人情報の部分開示決定を行った。

2 保有個人情報の訂正請求等

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、法第91条第1項の規定により、令和6（2024）年4月5日付けで、部分開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の一部について、保有個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- (2) 処分庁は、法第93条第1項の規定により、令和6（2024）年5月8日付けで、本件訂正請求のうち、復命書、調査書1及び調査書2に記載された保有個人情報の一部（以下「本件対象保有個人情報」という。）について訂正しないこととする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、令和6（2024）年8月8日付けで処分庁に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

処分庁は、本件審査請求について、法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により、令和 7（2025）年 6 月 13 日付けで、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問（以下「本件諮問」という。）した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分で不訂正となった本件対象保有個人情報訂正を訂正するよう求める。

2 審査請求の理由

別表の「訂正を求める理由（要旨）」の欄のとおり。

第 4 実施機関の主張要旨

1 復命書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 47 条に基づく支援に活用する目的で精神保健福祉法第 27 条第 1 項の規定による診察（以下「措置診察」という。）時の発言内容を記録したものである。

2 調査書 1 及び調査書 2 は、措置診察を実施するに当たり、保健所による事前調査の内容を精神保健福祉法第 18 条に規定する医師（以下「指定医」という。）に伝達する目的で作成するものである。精神保健福祉法第 29 条第 1 項の規定による入院（以下「措置入院」という。）は、自傷他害のおそれがある精神障害者を医療及び保護のために入院させる制度であることから、保健所は速やかに事前調査を実施し、措置診察の要否を判断する必要がある。

3 訂正決定に当たっては、法第 90 条に基づき、客観的事実と認められる部分は訂正を行い、事実認定が困難な部分は不訂正とした。

4 法第 92 条の趣旨に沿って検討した結果、本件対象保有個人情報が記載された公文書は、いずれも既に利用目的を達成しており、訂正を行うことは利用目的の達成に必要な範囲を超えることから、訂正の必要はなく、訂正義務も生じない。

第 5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 法は、個人情報を取り扱う行政機関等が遵守すべき義務等を定めることにより個人の権利利益を保護することを目的の 1 つとし、行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにしている。

- (2) 行審法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略) 審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法」(総務省行政管理局)によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」とされており、本件審査請求では、保有個人情報訂正請求に対して行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性又は不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、(1)の基本的な考え方にたって保有個人情報の訂正を求める権利が侵害されることのないよう法を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

2 関係規定について

訂正請求については、法第90条第1項において、同項第1号又は第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価、判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分(「事実」に限る。)について、どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら具体的に主張する必要がある。

そして、請求を受けた行政機関の長等が、訂正請求に理由があると認めるときは、法第92条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、他方で、訂正請求者から具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

3 訂正の要否について

本件対象保有個人情報の訂正の要否について、以下のとおり、本件対象保有個人情報の記載のある公文書ごとに分けて検討する。

(1) 復命書について

ア 「事実」の該当性について

a 処分庁は、復命書は精神障害者等に対する相談支援（以下「支援」という。）という特定の目的のために作成したものであり、「保健所及びその支所における精神保健福祉相談支援活動実施要領」（以下「要領」という。）に基づき、支援の対象者に対する支援の終了から3年間保存されるが、支援が終了した時点で利用目的は達成しており、情報の正確性を確保するという観点からも、将来の判断材料や根拠として再利用することは想定していない旨を主張している。

b 審査会において復命書を確認したところ、復命書は、精神保健福祉に関する業務を行う処分庁において精神保健福祉法第47条に基づく支援に活用するため、措置入院に至る経過を記録することを目的として作成された公文書であると認められる。

c 処分庁は、上記aのとおり主張しているが、公文書はその文書の重要性等により保存年限が定められており、復命書についても、要領に基づき支援の終了から3年間保存することとされている。これは、公文書の保存が、行政機関の決定した意思の内容を保存し、行政の継続性や安定性を確保していくために欠かせないものであって、過去の事務処理の証拠とするとともに、過去の意思決定の内容を将来発生する事案の意思決定の際の参考として活用し、もって行政事務の円滑で能率的な運営を行っていくために必要であるからである。このことからすれば、本来の利用目的が終了してから保存年限が経過するまでの間において、公文書の情報の利用目的が全く無に帰していると解することはできない。

特に、精神保健福祉に関する業務は、特定の個人に対して必要と認める期間について支援を行うという性質に鑑みると、復命書のような種類の公文書は、新たに発生した支援を行う際に過去の支援の状況等を確認するといった利用が考えられる。さらに、審査会が証拠書類を確認したところ、処分庁が作成した「処理経過記録」には、「平成○(○○)年度から令和○(○○)年度までの審査請求人に係る処分庁の対応状況」が都度記載されるとともに、当該記録は所属内で供覧されており、実態として処分庁における支援は、過去の支援の状況等を踏まえて行っていたといわざるを得ない。

また、人事異動等により、公文書の管理者や利用者が交代した場合、保存されている情報が最新かつ正確な情報であると認識して利用される可能性も考えられる。

d したがって、訂正請求1の訂正を行うことは利用目的の達成に必要な範囲内と考えられることから、審査請求人が求める医療機関名に訂正することとするが、訂正請求2については処分庁が行った不訂正決定は妥当である。

なお、訂正請求1の訂正に当たっては、上記cのとおり当時の意思決定の内容を残すという利用目的も踏まえ、該当部分に下線を引いた上で別紙に正確な情報を記録するなどの方法が適切であると考えられる。

(2) 調査書1について

ア 「事実」の該当性について

調査書1に係る本件対象保有個人情報、審査請求人が法に基づく保有個人情報開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法第90条第1項第1号に該当する。

審査会において調査書1を確認したところ、調査書1は、措置診察の実施に当たり保健所が行った関係者への聴取等（以下「事前調査」という。）の内容を取りまとめたものであり、調査書1のうち審査請求人が訂正を求める記載に係る訂正請求（以下「訂正請求3」という。）の部分には、「審査請求人及び家族が警察職員と電話等を行った経過」が記載されている。

したがって、訂正請求3の内容は、客観的な正誤の判定になじまないものではないことから、法第90条の訂正の対象となり得る「(審査請求人及び家族が話した内容としての) 事実」に該当すると認められる。

イ 法第92条該当性について

処分庁は、証拠書類では警察職員との通話内容を含めた経緯が確認できず、事実認定が困難であるため不訂正とした旨を主張している。

審査会において証拠書類である「通話記録が表示されたスマートフォン画面」を確認したところ、当該証拠書類で審査請求人の発着信履歴は確認できるものの、通話内容やその経緯が客観的に判断できるものではなく、訂正請求3の内容が事実でないとは認められない。また、調査書1を確認したところ、調査書1に記載された内容と訂正請求のあった内容は、いずれも「審査請求人と警察職員との間でやり取りがあった」というものであり同義であると考えられることから、事実とされるべき個人情報と記録されている保有個人情報とが合致していないことを「事実でない」という法の解釈に照らせば、保有個人情報の内容は事実でないとははいえない。

したがって、法第 92 条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないことから、処分庁が行った不訂正決定は妥当である。

(3) 調査書 2 について

ア 「事実」の該当性について

調査書 2 に係る本件対象保有個人情報、審査請求人が法に基づく保有個人情報開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法第 90 条第 1 項第 1 号に該当する。

審査会において調査書 2 を確認したところ、調査書 2 は、措置診察の実施に当たり保健所が行った事前調査の内容を記載したものであり、調査書 2 のうち審査請求人が訂正を求める記載に係る訂正請求（以下「訂正請求 4」という。）の部分には、「審査請求人に対する審査請求人の家族の状況」が記載されている。

したがって、訂正請求 4 の内容は、客観的な正誤の判定になじまないものではないことから、法第 90 条の訂正の対象となり得る「(関係者が話した内容としての) 事実」に該当すると認められる。

イ 法第 92 条該当性について

審査請求人は、訂正請求 4 の内容は、審査請求人の家族に聞き取り調査を実施せずに、保健所に保管されている過去の記録を基に作成した虚偽の情報である旨を主張している。これに対して、処分庁は、審査会が実施した意見聴取後に提出された追加意見書において、訂正請求 4 の内容は保健所が行った事前調査時に警察職員から聴取した内容を記録したものであることから不訂正とした旨を主張している。

審査会において調査書 2 を確認したところ、その記載内容は調査書 1 に記載されている内容とほぼ同一の内容のものであることが見受けられたが、調査書 1 においては訂正請求 4 の内容に係る部分は記載されていなかった。このことを踏まえれば、訂正請求 4 の内容が事実ではないとも考えられる。他方で、証拠書類その他の審査会に提出された資料を見ると、処分庁が主張しているとおり、訂正請求 4 の内容が警察職員の発言として伝えられたものであるとも考えられる。

しかし、それらを客観的に確認できるものは見当たらないことから、訂正請求 4 の内容について事実であるか否かは判明せず、訂正請求に理由があるか否かは明らかではないといえる。

したがって、法第 92 条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないことから、処分庁が行った不訂正決定は妥当である。

4 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 附言

訂正請求4の内容は、発言者が明確に記載されていない。上記3(1)イ(イ)cのとおり、今後の業務の参考として調査書2を利用する可能性があることを踏まえれば、発言者を正確に残すことが必要であると考えられる。処分庁が主張するとおり、訂正請求4の内容が警察職員の発言であるならば、その旨を職権により追記することが妥当である。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 (2025) 年 6 月 13 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 7 (2025) 年 10 月 24 日 (第88回審査会第 1 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
令和 7 (2025) 年 11 月 28 日 (第89回審査会第 1 部会)	・ 第 2 回審理
令和 7 (2025) 年 12 月 19 日 (第90回審査会第 1 部会)	・ 処分庁の意見聴取 ・ 第 3 回審議
令和 8 (2026) 年 1 月 30 日 (第91回審査会第 1 部会)	・ 第 4 回審議
令和 8 (2026) 年 2 月 27 日 (第92回審査会第 1 部会)	・ 第 5 回審議
令和 8 (2026) 年 3 月 27 日 (第93回審査会第 1 部会)	・ 第 6 回審議

栃木県行政不服審査会第 1 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
塚 本 純	宇都宮大学名誉教授	部会長
藤 田 昌 子	人権擁護委員	
美野輪 茂	元栃木県理事兼美術館長	部会長職務代理者
和 地 郁 枝	弁護士	

(五十音順)

